



危険なマイナ保険証を押し付けるな！

健康保険証を使い続けよう！ 最長1年間有効です。

図の説明:2024年10月下旬の政府の新聞広告より

2024年12月2日、政府は健康保険証の交付を終了し、「マイナ保険証を基本とする仕組み」に移行しました。しかし昨年12月も今年1月もマイナ保険証の利用率は約25%で、4人に3人は相変わらず健康保険証を使っています。

今ある健康保険証は、有効期限まで最長1年間は使い続けることができます。焦ってマイナ保険証を作る必要はまったくありません。

マイナカードの取得は義務ではありません。持ち歩かないと生活できないような社会を作ってはいけません。

政府広報(厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく)

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要**で資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 **申請不要**で資格確認書をお届けします。 ※9/7以降

マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくこと**で資格確認書をお届けします。
(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、さらに詳しい情報はこちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

早めにマイナ保険証の利用登録解除をして「資格確認書」を！

健康保険証の有効期限が切れたり転居転職等で失効した場合も、マイナ保険証がなければ健康保険証と同様に医療が受けられる「資格確認書」が、当面の間は申請不要で交付されます。

ただマイナ保険証を利用登録していると、原則として資格確認書は交付されないことになっています。「資格確認書」で受診するためには、まずマイナ保険証の登録を解除する必要があります。登録解除は、加入している保険者(協会けんぽ、健保組合、市区町村、共済組合等)に申請します。申請方法は保険者により異なるのでお問い合わせください。すでに昨年11月～今年1月の3ヶ月で、5万8426件が解除されています。

市区町村の国民健康保険証や後期高齢者医療証は、夏に有効期限がきます。マイナ保険証の利用登録解除には時間がかかるので、利用登録している人は早めに解除の申請をしましょう。

マイナ保険証はこんなに不便で危険。健康保険証が安心です

健康保険証は、保険者に健康保険証の交付義務があり、健康保険加入者全員に申請しなくても速やかに交付され、安心して保険診療が受けられました。昨年夏の健康保険証交付廃止のパブリックコメントには、5万件を超える反対意見が寄せられました。

マイナ保険証は、マイナンバーカードを取得し申請しないと利用できず、更新手続も必要です。マイナカードの券面には健康保険の情報がないため、「資格情報のお知らせ」などを一緒に持ち歩く必要があります。受診のたびに提示も必要で、常に持参することになります。これらを忘れてと窓口で10割支払うことも起きます。

「資格確認書」は当面は申請なく交付されますが、法律の規定では申請が必要で、マイナ保険証を利用できない状況にあると保険者が判断したときに交付されるものです。今後、申請を忘れてと交付されず、またマイナカードを取得していないなどの理由では交付されなくなるおそれもあります。

マイナ保険証の利用には、さまざまな危険があります。マイナ保険証や「資格確認書」では申請しないと保険診療が受けられなくなる心配があり、健康保険証の利用を継続することが必要です。

マイナンバー制度の現状や問題点、反対の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は **共通番号いらない** で検索を。 またはQRコードからサイトへ。





マイナ保険証は危ない① 保険診療が受けられなくなる!?

マイナ保険証は利用するのが大変

医療機関等の窓口でマイナ保険証を使うと、顔認証ができない、保険資格が正しく表示されない、氏名や住所が●で表示される、などのトラブルが続いています。これらはマイナ保険証が使うオンライン資格確認等システムに原因があり、簡単には解決しません。

医療機関の事情によっては、マイナ保険証が利用できない場合もあります。現在、全国の保険医が、オンライン資格確認等システムの利用を医療機関に義務付けるのは違法・違憲と訴えた裁判も続いています。政府はマイナ保険証が使えない場合のために、「資格情報のお知らせ」やスマホも持参するよう勧めています。

マイナンバーカードは10年、マイナ保険証に利用する電子証明書は5年で更新手続きが必要です。更新には時間がかかり、更新を忘れると利用できません。高齢者、障害者、施設入所者、DV被害者など、マイナンバーカードの申請や管理・利用が困難な人もいます。

申請なく全員が受け取れる健康保険証なら、こんな手間も心配ありません。

マイナ保険証のメリットは誇大宣伝

政府はマイナ保険証になると保険証の更新が不要になるとか、マイナ保険証1枚の持参で済むとか、受付が円滑になって待ち時間が減少するとか説明してきました。しかし実際はマイナカードの更新が必要で、マイナ保険証以外に「資格情報のお知らせ」の持参が必要で、受付は手間取り待ち時間が長くなっています。

最近政府は、健康保険証では他人が成りすまして受診できるので廃止が必要と強調しています。しかし厚労省の担当者は、マイナ保険証でも技術的には成りすまし受診が可能と私たちに回答しています。マイナ保険証と一緒に持ち歩く「資格情報のお知らせ」は、紙に印刷しただけで保険資格の偽造は容易です。

また救急現場での医療情報共有のメリットを宣伝していますが、閲覧できる情報は1ヶ月以上前のものです。救急隊の実証実験では、医療情報を見る手間がかかって救急搬送までの時間がかかったり、会話ができる傷病者ではマイナ保険証を使わなくても十分との意見があるなど、効果は限定的です。

マイナ保険証は危ない② マイナカードで個人情報危ない

マイナポータルから個人情報が見えただけ

マイナンバーカードと暗証番号があればマイナポータルを使って、マイナンバーで管理している税金・医療・健診・介護・子育て・福祉・雇用・年金などの個人情報が丸見えになり、さらに本人に成り済まして手続することもできます。政府もその危険性を認めています。マイナカードと暗証番号を適切に管理しなかった本人の責任としています。

マイナポータルの利用規約は、利用者が自己責任で利用し損害があってもデジタル庁は一切責任を負わないとしていました。批判を受けて2023年1月に「デジタル庁の故意または重過失による場合」以外は責任を負わないなどと改定されました。しかし、さらに消費者団体から消費者の利益を害する不適切な内容と指摘され、2024年7月に再改定されるなど安心できません。

政府はマイナ保険証をスマホに入れて持ち歩かせようとしていますが、スマホやマイナカードの危険性を高めることになります。



マイナカードの利用で個人情報がひも付け

マイナカードの券面に記載されているマイナンバーは、提供・利用が法律で規制されています。政府はその理由を、マイナンバーは非常に識別強度が高く、情報の照合や集積した個人情報の名寄せ等の処理に長けており、悪用されると危険だからと説明しています。

券面の顔写真は顔識別可能なデータとして、地方公共団体情報システム機構で一括管理されています。顔データは世界中で個人識別に利用が広がり、中国では監視カメラ網による顔識別が、携帯電話情報や戸籍・住民登録などと結合して、警察による個人の監視・追跡に利用されています。

その中国でも身分証明書と保険証(社会保障カード)は一体化せずリスク分散しています。「先進国(G7)」でも、ICチップ付き身分証明書を健康保険証として利用しているのは日本だけです。

政府はマイナカード内蔵の電子証明書の発行番号を個人の識別特定に転用して、教育情報など官民の個人情報のひも付けに利用を推進しようとしています。

こんなマイナカードを常時持ち歩くのは、危険がいっぱいです。



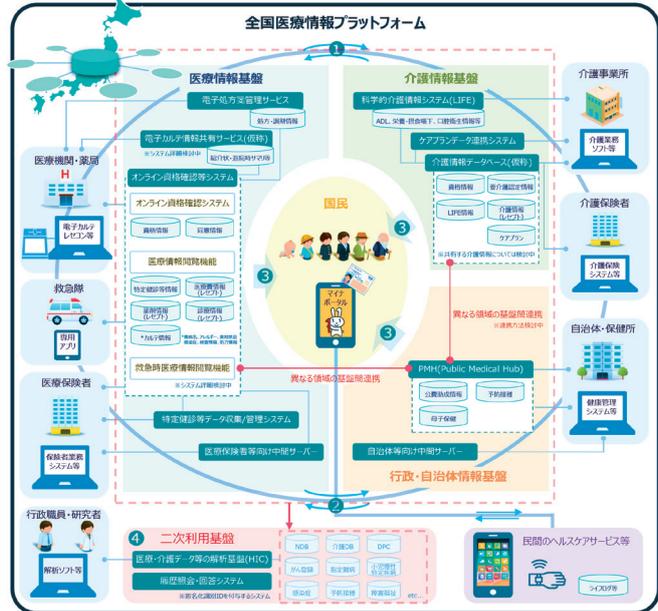
マイナ保険証は危ない③ 知らないうちに医療情報が利用

世論と医療機関の反対にもかかわらず、政府が強引にマイナ保険証を押し付けるのは、マイナ保険証を基盤に「全国医療情報プラットフォーム」をつくるなど医療DXを進めるためです。

「より良い医療が受けられる」と説明しますが、医療・健診・介護などプライバシー侵害の危険の高い「要配慮個人情報」を、本人の同意もないまま勝手にひも付けて、ヘルスケア産業などに提供したり、行政が医療費抑制の材料にしたり、健康は自己責任だと国民に行動変容を迫ったりするのが目的です。経団連や経済同友会など産業界が、導入を強く求めてきました。

導入のための法改正として、電子カルテ情報を全国で共有可能にしたり、自治体の健診情報をマイナ保険証につなぐ情報連携基盤(PMH)を作ったり、医療情報を治療目的以外に二次利用可能にしたり、マイナ保険証を管理する社会保険診療報酬支払基金を医療DXの中心にする組織改正を検討しています。

欧州の国境を超えた医療情報の共有の動きを例に日本の遅れが言われますが、欧州(EU)は患者のプライバシー権、自己情報決定権を前提としています。



個人情報を利用する側の都合で進めるのではなく、患者の自己情報コントロール権と医師の守秘義務を保障するものに見直す必要があります。

どこまで利用が広がるのか、マイナンバー制度

マイナ運転免許証より運転免許証を使おう

2025年3月24日からマイナ運転免許証がはじまります。マイナ保険証と違い、マイナ運転免許証と従来の運転免許証のどちらを利用するのも自由で、両方使うこともできます。

マイナ運転免許証は、オンラインで講習が受けられ便利と言いますが、視力検査や写真撮影は免許センターに行く必要があります。またマイナカードの更新や紛失の際は、1ヶ月以上使えません。

マイナ運転免許証は、警官がマイナカードのICチップの免許証情報を機械で読み取ります。将来、警察がマイナンバーカードを利用して個人情報を収集・監視しないか不安です。

2022年3月の法改正でマイナ運転免許証導入が決まった際は、都道府県警察の管理する個人情報を国の警察庁の共通基盤システムに一元的に集約したり、警察庁にサイバー警察局新設も決めました。いま政府はネットや通信を常時監視する法律を作ろうとしています。マイナ運転免許証は使わない方が安心です。



法律の規制を緩めて利用拡大へ

2023年6月2日、改正番号法が成立しました。マイナンバーの利用範囲を社会保障・税・災害対策の3分野以外にも拡大し、さらに番号法に準じていると政府が判断したら法律に規定がなくても利用や提供を可能にしました。

その直前の3月9日、最高裁はマイナンバー制度に対して、番号法が利用範囲を3分野に限定し、利用や提供を法律に該当する場合にのみ認めていることなどを理由に、合憲と判決していました。改正はこの最高裁判決に反しています。しかし最高裁はその後、この重要な制度変更を全く考慮せずに金沢・大阪・東京の各訴訟の上告を棄却・不受理にして、判断を回避しています。

政府はマイナカードの利用を促進するため、2026年から「次期マイナンバーカード」に移行を予定しています。在留カードとの一体化や、自治体のサービス利用に使う市民カードなどに利用を広げ、「デジタル社会のパスポート」と称して、マイナカードがないと生活できない社会を作ろうとしています。

法的な規制を曖昧にしながら、マイナンバーとマイナンバーカードによって個人情報を把握する監視社会がつくられようとしています。



書かない番号！ 持たないカード！

マイナンバーカードの所持は義務ではありません

マイナンバーカード(個人番号カード)は、申請により希望者のみに交付され取得を義務づけることはできません。番号法第16条の2では「住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。」と規定されています。総務省は取得義務化について、「マイナンバーカードは、本人の協力のもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することになり、手法として適当でない」と説明しています。申請の強要は人権侵害です。



健康保険証廃止の国会審議でも、デジタル大臣も厚労省の担当者も、マイナンバーカードと健康保険証を一体化してもマイナンバーカードの保有が義務づけられるものではない、と明言しています。取得を強要することはできません。

個人番号カードは、いつでも住所地の市区町村長に返納することができます。ただしカードを返納しただけでは、公金受取口座の登録などマイナンバーカードと個人情報のみも付けは残るため、まずひも付けの解除が必要です。カードの返納やひも付け解除の手続等は、住所地の市区町村のマイナンバー担当にお問い合わせください。

「運転免許証」「本人確認」はマイナカードがなくてもOK

2025年3月24日開始のマイナ運転免許証は、マイナ保険証と違って従来の運転免許証もそのまま使うことができます。

2024年6月18日発表の「国民を詐欺から守るための総合対策」によって、マイナンバーカードがないと携帯電話取得や預貯金口座開設の際の本人確認ができなくなるかのような報道がされていますが、総務省も警察庁もデジタル庁も、マイナンバーカードなどのない人のために従来の「非電子的な確認方法」も残すことにしています。

本人確認のためにマイナンバーカードを使わなくても、サービスを等しく受けられるようにする必要があります。

マイナンバーを記入しなくても税や社会保障の手続は可能

マイナ保険証などのひも付け誤り対策として、申請手続の際のマイナンバー記載の「義務化」が言われています。しかしマイナンバーを記載しないからといって、給付やサービスを提供しないことは許されません。ひも付け誤りは、マイナンバーが未記入ならひも付けないことで防止すべきです。河野デジタル大臣(当時)も国会で、「4情報でマイナンバーの照合ができない場合は、本人を確認するまでひも付けをしないルールにした」と答弁しています(2023年10月30日衆院予算委)。

国税庁も厚労省・総務省・デジタル庁へのヒアリングでも、本人がマイナンバーの記載を拒む場合は「記載事項の不備として申請者に補正を求めるが、なお記載しない場合はマイナンバーの提出を拒むことのみをもって手続を行わないという取扱いはしない」と各省庁が回答しています。

賛同カンパのお願い

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークとして結成されました。運動の趣旨をご理解いただき、共通番号いらないネットへの賛同カンパを呼びかけます。個人賛同 1,000 円、団体賛同 3,000 円を一口として、次の口座にお振り込みください。

郵便振替口座 【口座記号番号】 00100-2-729745 (払込取扱票は右詰めで記入) 【口座名称】 共通番号いらないネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定してください。

【金融機関名】 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900) 【店名・店番】 〇一九 (ゼロイチキョウ) 店・019

【預金種目】 当座 【口座番号】 0729745 【口座名称】 共通番号いらないネット

共通番号いらないネット(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

web サイト: <http://www.bango-iranai.net/> 電話: 080-5052-0270 Eメール: kyotu@bango-iranai.net